

令和7年度離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付事務支援業務仕様書（案）

1 委託業務名

「令和7年度離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金交付事務支援業務」

2 委託期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

3 趣旨

本県では二酸化炭素排出量の約3割を運輸部門が占めている。また県内離島・過疎地域においては、ガソリンスタンドの数が少ない地域もあり、生活に支障が生じている。このため、離島・過疎地域の電動車（EV・PHEV）への転換を促すことにより、化石燃料を中心とする社会からクリーンエネルギーを中心とする社会への移行を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組むとともに、離島・過疎地域の課題解決を図る。

4 離島・過疎地域におけるEV導入推進事業概要

(1) 概要

県内の離島・過疎地域（別表1）の県民、事業者に対して電気自動車及びプラグインハイブリット車（以下、「電気自動車等」という。）の購入及び充電設備の設置への補助を行う。

(2) 対象者

ア　離島・過疎地域に事業所等（工場・事業場、事務所、店舗その他これらに類するもの）を有している個人事業主又は法人。ただし、国、地方公共団体、地方公営企業、独立行政法人を除く。

イ　離島・過疎地域に住民登録をしている個人。

(3) 補助対象

ア　車両

補助対象設備	補助対象設備の要件
電気自動車等及びミニカー※	(1) 使用の本拠が離島・過疎地域であること。 (2) 自動車検査証の初度登録年月日が、交付決定を受ける年度内であること。ただし、中古の輸入車の初度登録を除く。

※第一種原動機付自転車（道路運送車両法施行規則第1条第2項に規定されたものであって、道路交通法施行規則附則（昭和59年9月10日総理府令第46号）により定める「ミニカー」）

イ 充電設備又は V2H

補助対象設備	補助対象設備の要件
充電設備又は V2H	(1) 電気自動車等に併せて購入・設置したもの。 (2) 購入した電気自動車等の自動車検査証に記載の使用者住所と同じ場所に設置したものであること。 (3) 充電設備は、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象充電設備型式一覧表」に示されたものと同一の型式であること。 (4) V2Hは、国のクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金における「補助対象 V2H 充放電設備一覧」に示されたものと同一の型式であること。

(4) 補助対象経費及び補助金交付額

	電気自動車等	充電設備	V2H
補助対象経費	車両本体価格（税抜）	充電設備の本体価格（税抜）	V2H の本体価格（税抜）
補助金交付額（上限）	150 千円 ただし、車両本体価格を上限とする。	50 千円 ただし、充電設備の本体価格を上限とする。	150 千円 ただし V2H 本体価格を上限とする。
	250 千円 ただし、車両本体価格を上限とし、県内で車両本体を製造する電気自動車等に限る		

(5) 補助の実施手法

・申請期間：令和7年9月1日（月）～令和8年1月16日（金）

・補助の実施方法：

離島・過疎地域のうち、宮古島及び宮古島と間に架橋が整備された離島並びに石垣島※以外の地域（以下、「小規模離島・過疎地域」という。）からの申請に対して優先的に交付を行う。小規模離島・過疎地域以外の地域については、先着順に受付を行い1月16日時点で予算に余りがある場合に受付順に交付を行う。予算額を超えることが見込まれる場合は申請の受付を停止する。

※「小規模離島・過疎地域」以外の地域とは、次の離島をいう。

宮古島、下地島、伊良部島、池間島、来間島、石垣島

5 業務内容

(1) 事務局の設置

以下のア～オに基づき事務局を沖縄県内に設置し、事業の実施に必要な人員、設備等を配備の上、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 事務局は、受託者が確保する場所において設置すること。

イ 事務局に、業務全体を統括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、業務執行に必要な要員を確実に手配・確保すること。

エ 人員配置にあたっては、交付スケジュールに照らし、事務量の多寡を考慮して、1名以上の人員を配置すること。

オ 事務局では、十分な個人情報漏洩対策や情報セキュリティ対策を講じること。

※統括責任者は受託者正社員を置くこと。その他人員配置については受託者正社員以外でも可能とする。

※事務局では5(2)～5(3)の業務を行うにあたり勤務時間すべての時間を本業務に従事させる必要はない。

(2) 広報資料の作成

離島・過疎地域におけるEV導入推進事業補助金（以下「本補助金」という。）に関する広報のため、事業内容を周知するためのポスター及びチラシを作成する。

ポスター及びチラシには、申請受付期間、対象地域、補助対象者、補助対象車両等、補助額、申請方法、問い合わせ先及び申請書送付先について明記すること。

(3) 補助金交付申請の相談受付

・ 県民、事業者等からの電話による相談について受付・助言を行う。

受付・助言を行った相談について記録簿に記載する。

相談受付期間：令和7年9月16日（火）～令和8年1月16日（金）

・ 平日日中4時間以上の受付時間を設けることを要する。

(4) その他留意事項

・ 補助金交付申請件数は電気自動車等の購入に併せて充電設備を購入した場合、50件程度、電気自動車等の購入のみの場合は80件程度を想定している。また、予算額を超える恐れが生じた場合は、補助金交付申請の受付を締め切る。

・ 補助金公募の情報については、発注者が県ホームページにおいて作成する。

6 成果物について

(1) 委託業務完了報告書の電子（電子媒体）：1式

(2) チラシ：1,000部、ポスター：60部、電子データ：1式

【納付期限】チラシ、ポスター：令和7年10月3日（金）

電子データ：令和7年9月26日（金）

※電子データは、PDF形式によること。

7 再委託について

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができな

い。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委託し、または請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事業があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合には、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 再委託の相手方の制限

ア 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは次のとおりとする。

(ア) 契約金額の50%を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根本的な業務

イ 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、次に掲げるその他簡易な業務を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計等

8 著作権等の扱い

(1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権

（以下「著作権等」とする）は、沖縄県が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」とする）の著作権等は、個々の著作権者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

9 情報セキュリティの確保

受託者は本業務の実施に関して、沖縄県等から要機密情報を提供された場合には、適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境再生課の指示に応じて適切に取り扱うこと。

10 留意事項

(1) 業務にあたっては、関係者の指示に従い安全管理を徹底すること。

(2) 業務の実施にあたっては、県と綿密に連絡を取り、その指示等に従い、誠実に業務を遂行するものとする。

(3) 委託業務の作業に係る作業場所及びデータ入力に係るパーソナルコンピュータ、電話回線その他委託業務に必要となる備品等については、受託者が用意するものとする。

(4) 受託者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

- (5) 委託業務の実施に要する経費に關しその収支を明らかにした専用の帳簿を備え、他の経理と明確に区分し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (6) 委託業務遂行に当たり必要となる人件費、諸手当、消耗品、通信費その他諸費用については、全て契約金額に含まれるものとする。
- (7) 委託料には直接人件費、直接経費、一般管理費及び消費税を含むものとする。
また、一般管理費は、次の計算式により算出するものとする。
- 一般管理費 = (直接人件費 + 直接経費 - 再委託費) × 10/100 以内
- ※上記計算式における再委託費は、当該事業に直接必要な経費のうち、受託者が実施できない又は実施することが適当でない業務の遂行を他の事業者に委任又は準委任して行わせるために必要な経費に加え、仕事の完成を目的とした外注（請負契約）に必要な経費も対象とする。
- (8) 本書に記載のない事項については、県及び受託者が協議して決定するものとする。
- (9) 受託者は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る出勤簿等及び実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る業務記録簿等を作成すること。
- (10) 委託費の支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (11) 委託業務完了時には委託業務完了報告書及び経費算出の根拠となる書類の写しの検査を受け、実際に支出した額について契約額の範囲内で支払うこととする。
- (12) 委託先が委託業務を実施する場合に必要とする備品について、取得は認めないものとする。
- (13) 県は、受託者に対し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができる。
- (14) 受託者が委託契約の条件に違反した等の場合、県は委託契約の一部又は全部を解除し、委託料を支払わないことがあるほか、既に支払っている委託料の一部若しくは全部を返還させ、又は県が受託者に損害賠償を求めることがあることに十分留意する。

別表 1

沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号及び同法施行令（平成 14 年政令第 102 号）第 1 条の規定に基づき指定された離島（有人離島）

圏域	市町村名	島名
北部圏域	伊平屋村	伊平屋島、野甫島
	伊是名村	伊是名島
	伊江村	伊江島
	本部町	水納島
中南部圏域	うるま市	津堅島
	南城市	久高島
	粟国村	粟国島
	渡名喜村	渡名喜島
	座間味村	座間味島、阿嘉島、慶留間島
	渡嘉敷村	渡嘉敷島
	久米島町	久米島、奥武島、オーハ島
	北大東村	北大東島
	南大東村	南大東島
宮古圏域	宮古島市	宮古島、池間島、大神島、来間島、伊良部島、下地島
	多良間村	多良間島、水納島
八重山圏域	石垣市	石垣島
	竹富町	竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、黒島、新城島（上地）、新城島（下地）、波照間島、嘉弥真島
	与那国町	与那国島

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）に基づき公示された過疎市町村

圏域	市町村名
北部圏域	国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中南部圏域	南城市（旧知念村区域）粟国村、渡名喜村、座間味村、 渡嘉敷村、久米島町、南大東村、北大東村※
宮古圏域	宮古島市、多良間村
八重山圏域	竹富町※、与那国町

※過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村